

中国運輸局長 上田 大輔 様

福山市長 枝広



輸送の安全確保に係る改善措置について

2026年（令和8年）9月1日付け中国安労第7号により「輸送の安全確保に関する命令」を受けた件について、本市はこれを厳粛に受け止め、再発防止を図り、輸送の安全を確保するため、改善措置を次のとおり実施しましたので報告します。

- 1 船舶所有者は、船舶安全法第18条に基づく検査を受検し、有効な船舶検査証書を受有する船舶を航行の用に供すること。

（改善措置）

- ・中間検査の未受検が発覚した後、直ちに当該検査を受検し、現在は有効な証書を船内に備え付け、運輸の用に供しています。
- ・中間検査の受検通知や証書の写しなどの重要書類については、「いつ」「誰が」「誰に」「どのような書類」を受渡したかを明確に記録することで、受渡しの事実を客観的に確認できる状態にすることを目的に、市と市が運輸を委託している事業者（以下「運輸事業者」という。）は、受渡状況を記録する運用を本年8月3日から開始しました。なお、9月2日に受領した次回の中間検査の受検通知は、9月3日に市が運輸事業者到手渡し、その受渡状況を双方が記録しました。中間検査については、11月30日に受検する予定としています。また、受検後は速やかに翌年の中間検査の受検を予約します。
- ・市と運輸事業者は共同で、船舶検査証書及び運輸に必要な資格等の有効期限を一覧表に整理し、運輸事業者が常駐している渡船管理事務所及び市担当部署の事務室に掲示するなどの運用を開始しました。なお、一覧表の内容は適宜点検し、常に最新情報となるよう更新します。
- ・あわせて、中間検査や安全教育・訓練の実施時期を明確にした年間計画を策定し、渡船管理事務所及び市担当部署の事務室に掲示しました。さらに、市は、業務管理システムを活用することにより、担当者のみならず、経営トップをはじめ、運輸業務に携わる全ての職員が業務の進捗状況を確認できる体制を整備しました。

- 2 経営トップは、法令に違反した事実に対する再発防止策を策定し、適切な安全管理体制を確立するとともに、事案の再発防止に向けて、安全管理規程第4条に基づき、船舶安全法をはじめ、輸送の安全を確保するために、関係法令及び福山市渡船条例の遵守と安全最優先の原則について主体的に関与し、安全マネジメント態勢を構築すること。

(改善措置)

- ・福山市長を経営トップとし、安全最優先の原則を徹底するマネジメント態勢を改めて確認し、中間検査の受検通知・証書の写しなど重要書類の確実な受渡の徹底や船舶検査証書及び運航に必要な資格等の有効期限一覧表による管理、業務管理システムを活用した進捗管理などを内容とする再発防止策を策定しました。
- ・安全統括管理者が、安全管理上の重要事項や安全マネジメント態勢の運用状況について定期的に経営トップに報告するなど、連携を密にすることにより安全マネジメント態勢を強化しました。
- ・次年度の運航に当たっては、経営トップの指示のもと、今年度中に既存の安全方針及び安全重点施策を見直し、それらを運航に関わる全ての職員、運航事業者に対し、周知・徹底していきます。
- ・将来にわたって、安全が確保できる渡船の運営のあり方について、引き続き、検討していきます。

- 3 安全統括管理者は、安全管理規程第 17 条に基づき、船舶安全法をはじめ、関係法令の遵守と安全最優先の原則を安全マネジメント態勢の構築に関わる部署へ徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。

(改善措置)

- ・安全統括管理者は、安全マネジメント態勢の実効性を高めるため、安全管理規程に基づき遵守状況を確認するためのチェックリストを作成しました。
- ・安全統括管理者は、当該チェックリストを用い、船舶及び渡船事務所で、安全管理規程等の遵守状況を確認した結果、全ての事項について良好でした。また、その結果について、速やかに経営トップに報告するとともに、運航に関わる全ての職員、運航事業者に周知しました。
- ・安全統括管理者の選任に必要な選任資格を速やかに取得するとともに、安定的に資格者証制度に適合するよう複数による選任体制とすることで安全管理体制を強化します。

- 4 運航管理者は、安全管理規程第 18 条に基づき、船舶の運航管理及び輸送の安全に関する業務全般を統括し、船舶安全法をはじめ、関係法令及び安全管理規程の遵守を確実にしてその実施を図ること。

(改善措置)

- ・安全統括管理者は、運航管理者に対して、安全管理規程等の遵守を確実にするよう口頭で指示しました。運航管理者は、輸送の安全を確保するため、発航前点検を終え出港するときや航行中の水路に異常が発見された場合など、報告・連絡を要する事項について徹底を図りました。
- ・安全統括管理者が実施した現地確認の結果を踏まえ、運航管理者は、乗組員に対し、安全管理規定の遵守など、適正な運航を確保するよう口頭で指示しました。
- ・運航管理者の選任資格の取得を推進し、安定的に資格者証制度に適合するよう複数による選任体制とすることで安全管理体制を強化します。

- 5 運航管理者は、安全管理規程第 21 条に基づき、配船計画を作成するときには、使用船舶の安全性を検討し、有効な船舶検査証書を受有する船舶を運航すること。

(改善措置)

- ・市と運航事業者は共同で、船舶検査証書及び運航に必要な資格等の有効期限を記載した一覧表を作成しました。今後、運航管理者は、当該一覧表を確認し、常に、安全かつ適法な状態で運航可能な船舶を特定したうえで、航路の交通状況、自然的性質等の安全性を検討し、配船計画を策定します。

- 6 安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第 49 条及び第 51 条に基づき、運航管理補助者、乗組員等に対し、安全管理規程（運航基準、作業基準、事故処理基準及び地震防災対策基準を含む）、関係法令その他輸送の安全を確保するために必要と認められる事項について周知徹底を図るため、理解しやすい具体的な安全教育を定期的の実施し、その概要を記録簿に記載すること。

（改善措置）

- ・安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程・関係法令の遵守の内容についての安全教育を市と運航事業者の合同で実施し、安全統括管理者はその概要を記録簿に記録しました。今後は、安全統括管理者が安全教育に関する実施計画を策定し、定期的に安全教育を実施します。

- 7 安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第 50 条及び 51 条に基づき、関係者とともに、年 1 回以上、事故処理に関する訓練を実施し、訓練実施後はその概要を記録すること。

また、運航管理者は、地震防災対策基準第 18 条に基づき、関係機関もしくは関係事業者と共同して地震防災に関する教育及び訓練を計画的に実施し、その概要を記録簿に記録すること。

（改善措置）

- ・安全統括管理者及び運航管理者は、運航に関わる市の職員、運航事業者の従業員とともに事故処理に関する訓練を市と運航事業者の合同で実施し、安全統括管理者は記録簿に記録しました。地震防災に関する教育及び訓練については、今年 11 月に実施することとしています。安全統括管理者が事故処理に関する訓練並びに地震防災に関する教育及び訓練に関する実施計画を策定し、定期的に実施します。